

2020年3月11日

各位

不動産投資信託証券発行者  
さくら総合リート投資法人  
代表者名 執行役員 杉原 亨  
(コード番号 3473)

資産運用会社  
スターアジア投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤志  
問合せ先  
取締役兼財務管理部長 菅野 顕子  
TEL: 03-5425-1340

### 旧資産運用会社による仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2020年1月20日付公表の「資産運用会社による仮処分命令の申立てに関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、本投資法人の資産運用会社であったさくら不動産投資顧問株式会社（以下「旧資産運用会社」といいます。なお、2020年2月29日付で旧資産運用会社との資産運用委託契約は解約されています。）より、旧資産運用会社が、本投資法人に対して資産運用委託契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めるとの仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けていましたが、今般、本申立てについて、東京地方裁判所より、却下の決定が下されましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本申立ての経緯

旧資産運用会社と本投資法人との間の資産運用委託契約は、2019年8月30日に本投資法人の少数投資主であるライオンパートナーズ合同会社が招集した本投資法人の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）の決議及び当該決議に基づく本投資法人からの解約の通知に従い、2020年2月29日付で解約されることとなっていました。旧資産運用会社は、本投資主総会における決議に取消事由があるとして、自らが資産運用委託契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める旨の仮処分命令の申立てを行っていたものです。

##### 2. 本申立てが却下されるに至った経緯

裁判所は、本投資主総会における決議に取消事由があるか否かについて、以下のとおり取消事由は認められないとし、その余の点について検討するまでもなく、本申立ては理由がないとして、本申立てを却下しました。

- (1) 本投資主総会の招集手続きが法令に違反し、又は著しく不公正であるとは認められない。
- (2) 本投資主総会の決議方法が法令に違反し、又は著しく不公正であるとは認められない。
- (3) 本投資主総会の招集手続き及び決議方法が全体としてみて著しく不公正であるとは認められない。

##### 3. 却下決定を下した裁判所及び却下決定の年月日

- (1) 却下決定を行った裁判所 : 東京地方裁判所
- (2) 却下決定を行った年月日 : 2020年3月10日

##### 4. 本申立てを提起した旧資産運用会社

- (1) 名称 : さくら不動産投資顧問株式会社
- (2) 所在地 : 東京都千代田区九段南三丁目8番11号 飛栄九段ビル9階

(3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 ミン キョンピル (注)

(注) 本日時点での代表者の役職氏名を記載しています。

5. 本投資法人の対応方針及び今後の見通し

本投資法人としては、本申立ては合理的な理由を欠くものであると主張していたため、裁判手続きにおいて正しい判断が下されたと考えております。

なお、現時点において、本件申立ての却下による本投資法人の業績への影響はありません。今後、適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以上

本投資法人のホームページアドレス：<http://sakurasogoreit.com>